

広島市市民農園

三国市民農園

利 用 案 内



三国市民農園



(公財)広島市農林水産振興センター

(電話082-845-4347)

1. はじめに

広島市三国市民農園は、市民の皆様に農作物の栽培を楽しみながら、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、地元の方々とあるいは入園者間での新たなコミュニケーションを進める場として設置しています。

この市民農園は、安価な利用料金を実現するため、管理棟を置かず、設備も最小限となっております。日々の管理は、地元の方々に構成された市民農園運営委員会が行います。また、栽培講習会の実施など、入園者の利便性向上に努めてまいります。

こうした趣旨をご理解いただき、入園者の皆様のご協力のもと「手作りの楽しい市民農園」を目指しておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 施設の概要

名 称	広島市 ^{みくに} 三国市民農園
場 所	安佐北区安佐町大字久地
規 模	1.57ha
区画種類	・ 一般区画〔25㎡〕 135区画 ・ 福祉区画〔車椅子用プランター約1㎡〕※ 2区画
その他設備	・ あずまや（1か所） 休憩所（2か所） ・ 仮設トイレ（2か所） ・ 給水場所（17か所） ・ 駐車スペース

※福祉区画 日常生活において常時車椅子を使用される方のためのプランター区画です。

3. 使用対象者

広島市内に在住又は勤務場所がある方

4. 使用期間

- (1) 農園の使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
- (2) 更新は1年ごとの手続きが必要です。
- (3) 使用期間は、最長5年間です。
(令和7年4月に新規入園された場合、令和12年3月までが5年間となります。)
- (4) 5年経過後は、新たに申込みが必要です。
(応募者多数の場合は抽選となります。)

5. 使用許可について

- (1) 転居、転勤、退職または死亡により使用対象者としての要件を失った場合、許可の権利は失われ、退園していただくことになります。
- (2) 農園の許可を受けられた方は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。共同使用者や夫婦・親子間においても譲渡、転貸はできません。

6. 更hands続き

現在入園している方で、次年度も継続使用を希望される場合は、毎年11月頃にお送りする使用許可申請書に必要事項を記入の上、提出してください。使用許可書を交付します。

7. 利用料金

(1) 利用料金（1区画当たり）

区 分	年間利用料金
一般区画	7,500 円
新規入園の方（1区画のみ）	5,250 円
福祉区画	無料

(2) 利用料金の減免

一般区画の利用者が、原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている場合は、利用料金が半額になります。

(3) お支払方法

農園の利用料金は、指定する期限までに（公財）広島市農林水産振興センターが指定する口座にお振り込みください。

なお、使用期間の中途において、使用許可の取消しや使用中止があっても、利用料金は返還しません。

8. 使用上の注意

(1) 農園使用者は、区画内及び区画周辺の園路の除草を行い、常に農園を良好な状態に保ってください。作物の残さは、各区画内に埋めていただくか、お持ち帰りください（区画外に放置しないでください）。

なお、次の禁止行為にご注意ください。

- ① 作物の栽培以外の目的で使用すること
- ② 営利を目的として作物を栽培すること
- ③ 竹や樹木等を栽培すること
- ④ 法律で栽培が禁止されている植物を栽培すること
- ⑤ 作物残さ等のごみを野外焼却すること
- ⑥ 許可なく温室、小屋等の工作物を設置すること
- ⑦ 農園の景観を損なうような使用をすること
- ⑧ 登録外農薬を使用すること
- ⑨ 農薬が周辺へ飛散すること

- ⑩ 除草剤を使用すること
 - ⑪ 他の利用者の迷惑となるような使用をすること
 - ⑫ 許可区域外（通路や垣根等）で作物を栽培したり、つるなどを伸ばしたりすること
- (2) 農作物の栽培に必要な種苗、肥料、農具等は各自でご用意ください。
 - (3) 農園の給水設備は井戸水を利用しており、飲用不可です。
 - (4) イノシシ等有害獣の侵入を防ぐため、農園の周囲にワイヤーメッシュ柵を設置しています。端や針金等にご注意ください。
 - (5) お帰りの際には、給水の蛇口が閉じていることを確認し、ワイヤーメッシュ柵ゲートを閉じ、施錠をしてください。
 - (6) 大雨、台風等の気象現象により危険と思われる場合（警戒レベル3以上の避難情報が発令されたとき）は、ご利用を控えていただくようお願いいたします。また、自然災害等に伴う危険時及び避難命令発令時等（警戒レベル4以上）には臨時休園させていただく場合もありますので、ご了承ください。
 - (7) 使用許可書に記載の住所・電話番号に変更があった時は、必ず(公財)広島市農林水産振興センター（電話845-4347）へ連絡してください。更新手続きや講習会等のイベントのご案内・連絡ができなくなります。

9. 栽培講習会・収穫祭等

- (1) 栽培講習会を年2回程度開催します。収穫祭は、11月頃に開催する予定です。
- (2) 各種お知らせ文書を掲示板に掲示しますのでご覧ください。

10. 使用許可の取消し

農園の使用に当たり、次のような場合には使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 使用者が農園の管理を怠り、雑草が繁茂するなど他の利用者の迷惑となっている場合
- (2) 偽りその他不正な手段で使用許可を受けた場合
- (3) その他広島市条例等の規定に違反している場合

11. 農園使用の中止

農園の使用期間の途中で使用をやめるときは、所定の使用中止届を提出してください。使用期間終了に伴い使用をやめるときは、電話にてその旨をご連絡ください。

12. 原状回復

使用期間の満了、使用中止、使用許可の取消しにより、農園の使用を終了するときは、使用期間内に農作物等を取り除き（残さは埋めない）、原状に回復してください（原状回復されていない場合、回復に要する費用を請求することがあります）。

13. 損害賠償

使用者が市民農園の施設や設備をき損したときは、直ちに(公財)広島市農林水産振興センターに連絡するとともに、その指示に従い使用者の負担において施設等を原状に回復してください。

また、天災、病害虫、盗難等による栽培作物の損害や農園内での事故等に対して、広島市および(公財)広島市農林水産振興センターはその責任を負いません。

14. 個人情報の取扱い

申請書に記入された個人情報は、広島市市民農園の運営以外の目的に使用することはありません。なお、市民農園の円滑な運営のため、広島市および運営委員会に対して、一部情報を提供いたします。

15. お問い合わせ先

農園の使用許可・ 施設の管理・栽培 方法に関すること	公益財団法人広島市農林水産振興センター農林振興課 〒739-1751 広島市安佐北区深川八丁目30番12号 TEL (082) 845-4347 平日/8:30~17:15 FAX (082) 845-4350
そ の 他	広島市経済観光局農林水産部農政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL (082) 504-2246 平日/8:30~17:15 FAX (082) 504-2259